

令和4年度 生命共済保険の募集を行います

新規加入・変更・脱退は、この機会に必ずお申し込みください。

変更・脱退の申込書(依頼書)の提出がない場合は、前年と同じ契約内容で継続となります。

締切日をご確認のうえ、お忘れのないよう手続きしてください。

※保険期間中(令和4年8月1日から令和5年7月31日)の「コース変更」、「脱退」はお取り扱いできませんので、ご注意願います。

(※退職に伴う脱退は除く)

■ 申込み手続き ■

各所属所宛にパンフレット、加入申込書等を送付しますので、加入を希望または変更(脱退)される方は所属所の生命共済事務担当者の方にお問い合わせください。

■ 加入対象者 ■

北海道市町村職員共済組合の組合員およびその配偶者と子

※加入資格の詳細につきましては、パンフレット等でご確認願います。

■ 申込期限 ■

所属所受付締切日は令和4年5月10日(火)です。

■ 申込書(依頼書)の提出について ■

各保険会社の制度推進員または、所属所の生命共済事務担当者の方に令和4年5月10日(所属所受付締切日)までにご提出ください。

■ 保険期間 ■

令和4年8月1日から令和5年7月31日までとなります。

(医療入院プラン、傷害プラン、長期所得プランは8月1日まで)

保険料の納付は令和4年7月の給与控除からとなります。

■令和4年度生命共済制度改定内容■

引受保険会社：明治安田生命保険相互会社

<現職者制度：新重病克服支援保険>

・59歳以上専用コースとして、主契約が「100万円コース」及び「200万円コース」が新設されました。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢59歳＝令和4年8月1日現在満58歳6ヶ月を超え満59歳6ヶ月まで

<退職後制度：ハーティ、ロングライフ、新重病克服支援保険>

・これまでの退職後制度については、個人扱いで継続する制度となっておりましたが、令和4年度の退職報告者（7月保険料払込案内書による前納退職報告者）から団体扱いで継続できる制度となりました。

・保険料は指定された口座より年1回引き落としとなります。

※退職される時期によっては団体扱いでの継続ができない場合もありますので、ご注意ください。（団体扱いでの継続ができない場合については、個人扱いでの継続となります。）

●その他各保険について制度改定はありません。

詳細につきましては募集時に配付されるパンフレット及び加入申込書等でご確認願います。